

大飯原発差止訴訟の原告の皆さまへ 陳述書作成のお願い

高浜原発が再稼働されるなど、福島事故がなかったかのように原発推進の動きが加速されています。こうした状況の中、京都地裁における私たちの大飯原発差止訴訟では、私たち原告の生の声を裁判所に届ける段階になってきました。

私たち原告の生の声を裁判所に届けるのが、「陳述書」です。裁判所、裁判官に直接語りかけ、訴えかけるチャンスです。原告の皆さまが、同封の陳述書を書いていただき、末尾記載の住所宛にお送りいただきますよう、お願いします。

以下、陳述書作成にあたってのお願いです。

【全体について】

- ・同封した陳述書に書き込む場合には、枠内から文字がはみ出さないようにしてください。
- ・必ず作成日の日付（「この陳述書の提出年月日」）をご記入下さい。
- ・必ず氏名欄にご自身の署名押印をしていただくようお願いいたします。
- ・必ず現在の居所の所在地（現住所）をご記入下さい。
- ・一般論ではなくて、自分自身の話を書いてください。
- ・別途作成する場合には、必ず陳述書書式の「第1」から「第4」までの各事項にそって、文字の大きさは12ポイントとし、A4用紙裏表で作成いただき両面印刷した上で、お送り下さい。
- ・以下、「第2」以降に挙げた項目は、陳述書を作成いただく際にご参考にしていただく視点です。すべてについて書いていただく必要はありません。

「第1 原告の情報」

- ・「大飯原子力発電所からのおおよその距離」以下の項目は分からない場合や、書きたくない場合は、記入しなくて結構です。

「第2 大飯原発事故の場合の避難に伴う不安」の記入事項（例示）

- ・自分自身の年齢（高齢・年少）、健康状態に起因する避難への不安
- ・持病・負傷による通院・投薬の断絶に起因する避難への不安
- ・避難の過程で子、孫、親、親族等とバラバラになってしまう事に対する不安
- ・避難路の確保（例えば山間や一本道）、避難手段に関する不安
- ・自分や家族が要職にある、公務員である、町内の役員等で避難できない不安
- ・避難後の留守宅についての不安

「第3 大飯原発事故の場合に想定される損害」の記入事項（例示）

- ・生活環境の断絶・喪失（住環境、近所付き合い・居住地域での活動一般等）
- ・失職、転校等の断絶・喪失、転職先・転校先に関する不安
- ・持ち家の喪失、その他重要な財産の喪失
- ・人生設計全般に対する影響
- ・食材の選別
- ・健康影響への不安

「第4 本訴訟に参加するに際しての思い（関西電力・国に対する思い等）」

- ・関西電力・国に対する思いや、訴訟にかける気持ちなどご自由にお書き下さい。

【陳述書についてのQ&A】

- (1) 陳述書とは、どんなものでしょうか。
→原告として裁判所、裁判官に訴える私たちの“肉声”です。
- (2) 陳述書は、何のために、どこに出すのでしょうか。
→裁判の証拠として、裁判所に提出します。
- (3) 陳述書は、なぜ必要でしょうか。
→私たちの思いを、裁判所、裁判官に直接語りかけ、訴えかけるためです。
→原発についての一般論ではなくて、自分自身の話をそのまま書けば、それで十分です。
- (4) 陳述書の作成は、原告の義務なのでしょうか。
→原告になっているからといって、どうしても作成する義務があるというものではありません。あくまで任意です。原告の義務というよりは、裁判所、裁判官に思いを伝える機会として捉えてください。
- (5) 陳述書を書いたら、裁判所に出廷しなければならないのでしょうか。
→原告の数が多いので、代表者に出廷してもらう予定です。
→ただし、その代表者は前もって本人と相談し、了解していただいた上で決めます。
→当人の了解なしに決めることはありません。
- (6) 裁判所にどれくらいの数の陳述書を提出する予定でしょうか。
→弁護団としては、できるだけ多くの数で出したいと考えています。
→原告の生の声は、多ければ多い方が良いのです。
- (7) 多くの原告が陳述書を書くと、内容が似てくるのではないのでしょうか。
→ご自身の思いが書いてあれば、似ていても、いっこうにかまいません。
- (8) 陳述書はいつまでに書いたら良いのでしょうか。
→裁判所に提出するのは、今年の夏以降を予定していますが、内容の検討や代表の決定のため、できるだけ早めをお願いします。
- (9) 陳述書は、自筆でないといけないのでしょうか。
→氏名だけは、必ず自筆で署名をお願いします。
→陳述書用紙を元に、およその割り付けでワープロで枠などを作ってください、そこに記入してプリントアウトしていただいてもかまいません。パソコン上で作成するとき、文字の大きさは12ポイント、A4用紙裏表で作成いただき両面印刷した上で、お送り下さい。
- (10) 陳述書には大飯原発から自宅までの距離を書くようですが、分かりません。
→これは分かる場合のみで、結構です。
- (11) 陳述書を書いても弁護団などからのチェックがあったりして、面倒ではないのでしょうか。
→返送されてきた陳述書について、弁護団が目は通しますが、弁護団や原告団で手を入れることは考えていません。最小限のところでは、原発を止めたい、という気持ちが裁判所に伝われば、じゅうぶんに「合格点」と考えています。
- (12) 陳述書のサンプルはないのでしょうか。
→原告団のホームページにはサンプル陳述書があり、参考にさせていただけますが、ご自身の状況とご自身の思いをお書きください。
- (13) 直接、問い合わせたいことがあるのですが。
→ご遠慮なく、末尾記載の事務局にお問い合わせください。

【陳述書の送付先…切手82円はカンパにてお願い申し上げます】

大飯原発差止訴訟、原告団・世話人会

〒604-0857 京都市中京区蒔絵屋町280 ヤサカ鳥丸御所南ビル4階
京都第一法律事務所 気付、電話：075-211-4411、FAX：075-255-2507（担当：小針）
